

福井県自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定により、相談支援事業をはじめとした県全体での障がい者（児）に対する支援システムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として、福井県自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 県内の相談支援体制についての状況の把握、評価および整備方策に関すること
- (2) 県内の地域自立支援協議会の状況の把握等に関すること
- (3) 相談支援従事者の研修のあり方に関すること
- (4) 県障がい福祉計画の具体化に関すること
- (5) 県全域における社会資源の開発、改善に関すること
- (6) 権利擁護の普及、虐待防止に関すること
- (7) その他、法の円滑な施行に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、福井県障害者施策推進協議会（以下、「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

- 2 協議会は、必要に応じて特定の議題についての協議を行うため、部会を設置することができる。

(会長)

第4条 協議会に、会長一人を置くこととし、施策推進協議会会長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ随時招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。